

④ 相続人に成年後見人がいる場合

相続人に成年後見人がいる場合、成年後見人に手続きを行っていただきます。
成年後見人を証明するため、法務局が発行する「登記事項証明書（原本、発行日から6ヶ月以内のもの）」と「成年後見人の印鑑登録証明書（原本、発行日から6ヶ月以内のもの）」をご提出ください。

●必要書類

登記事項証明書（原本）と成年後見人の印鑑証明書（原本）の提出が必要です。

●相続手続依頼書の記入・捺印について

相続手続依頼書には選任された成年後見人の方がご署名・ご捺印をお願いいたします。

お名前	崇天 花子	続柄	妻	実印	(実印)
ご住所	〒111-1111 東京都●●区●●1-2-3				
お名前	楽天 一男	続柄	長男	実印	(実印)
ご住所	〒111-1111 東京都●●区●●1-2-3				
お名前	株式 一美	続柄	長女	実印	(実印)
ご住所	〒222-2222 東京都▲▲区▲▲4-5-6				

記入例

氏名欄には成年被後見人氏名と成年後見人氏名を併記し、住所欄は成年被後見人の住所をご記入ください。

お名前	成年被後見人氏名 ○○ ○○ 成年後見人氏名 □□ □□	続柄	被相続人と成年被後見人との続柄	実印
ご住所	〒 - 成年被後見人の住所			成年後見人の実印